

第 2 3 8 回  
福岡県都市計画審議会会議録

令和 4 年 2 月 1 7 日

福岡県自治会館 大会議室

午前10時02分 開会

(井上都市計画課長補佐) 定刻となりました。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の井上と申します。

本日は18名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。資料は、全部で16点ございます。

まず、本日の配席図、委員名簿、次第でございます。なお、委員名簿については、以前お配りしたのものから最新のものに修正を行っております。以下、次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、第3817号議案から3819号議案、A4判のものでございます。2点目は、3817号議案から3819号議案までの委員用資料、A3判のものでございます。3点目は3820号議案、4点目は3820号議案の委員用資料、5点目は3821号議案、6点目は3821号議案の委員用資料、7点目は3822号議案、8点目は3822号議案の委員用の資料、9点目は3823号議案、10点目は3824号議案、11点目は3824号議案の委員用資料、12点目は3825号議案でございます。最後に、当審議会の参考資料としまして、条例、規則でございます。

以上、次第等を含めまして、全部で16点でございます。配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、折登様をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(折登会長) それでは、定足数に達しておりますので、第238回福岡県都市計画審議会を開会したいと存じます。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従いまして、正面に向かって右側から委員番号順とさせていただいておりますので、御了承願います。番号については、配付資料の審議会名簿に記載のとおりです。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もございまして、挙手をしていただきます。挙手をしていただきますとマイクをお持ちいたしますので、委員番号及びお名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

本審議会は公開となっております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員14名に交代がありましたので、御紹介いたします。

まずは、関係行政機関の職員である2号委員の方々です。

福岡財務支局長の谷口眞司様。本日は代理として小川様がおいででございます。

九州農政局長の宮崎敏行様。本日は御欠席でございます。

九州経済産業局長の後藤雄三様。本日は御欠席でございます。

九州運営局長の河原畑徹様。本日は代理として安永様がおいででございます。

九州地方整備局長の藤巻浩之様。本日は代理として野尻様がおいででございます。

福岡県警本部長の野村護様。本日は代理として徳永様がおいででございます。

続きまして、福岡県議会議員である4号委員の方々です。香原勝司様、西元健様、浦伊三夫様、岩元一儀様、原中誠志様、永川俊彦様です。

最後に市町村議会の議長を代表する、5号委員の方々です。福岡県市議会議長会の鷹木研一郎様、福岡県町村議会議長会の畠田勝廣様です。本日は御欠席でございます。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、審議に入ります前に、会議の運営についてお願いがございます。新型コロナウイルス感染症が流行していることから、会議があまり長時間にならないよう、議案の説明者は簡潔、明瞭な説明をお願いいたします。また、委員の皆様方におかれましても、会議の効率的な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

では、審議に入ります。本日、御審議いただきます議案は、第3817号から第3825号までの9議案となっております。

まずは、議案番号3817号から3819号の3件については、県内3か所の区域区分の変更に關するものでありますので、一括して議題といたします。

では、幹事であります都市計画課長から説明をお願いいたします。

(松村都市計画課長) 都市計画課長の松村でございます。本日はよろしくお願いたします。それでは以後、着席にて説明をさせていただきます。

それでは、議案番号の第3817号議案から第3819号議案の区域区分及び臨港地区の変更に關する三つの議案につきまして、お手元の委員資料及び前面のスクリーンにて御説明をさ

させていただきます。

それでは、委員用資料の1ページ目をお開きいただければと思います。こちらの方は、今回、区域区分の変更及び臨港地区の変更を行う地区の一覧でございます。

今回、区域区分の変更は、福岡広域都市計画区域にて2か所、また、北九州広域都市計画区域で1か所ございます。臨港地区の変更につきましては、北九州広域都市計画区域で区域区分の変更と同じ箇所が1か所ございます。

次に、今回、区域区分の変更及び臨港地区の変更を行う箇所の図でございます。箇所図において、赤で着色している区域が線引きをしている都市計画区域、黄色で着色をしている区域が非線引きの都市計画区域となります。区域区分の変更及び臨港地区の変更を行う場所につきましては、①から④で旗揚げをしております。箇所ごとの説明につきましては、後ほどいたします。

まず、区域区分の規模の根拠となる人口フレームについて御説明をいたします。

市街化区域を設定するに当たっては、将来推計人口を基に、将来、市街化区域内に居住する人口を推計し、その人口を市街化区域の面積に配分する人口フレーム方式により行っております。例えば、福岡広域都市計画区域におきましては、令和7年の都市計画区域内の人口が254万人、そのうち市街化区域内の人口が141万9,000人になると推計をしております。

一方で、今回の区域区分の変更後の市街化区域内へ収容可能な人口は231万人となります。これが表の中の配分する人口に当たります。この231万人を市街化区域内の推計人口である241万9,000人から差し引いた10万9,000人、端数処理の関係で11万人となっておりますけれども、この11万人が表の中の保留する人口でございます。今後、市街化調整区域を市街化区域に編入する場合の根拠となってまいります。これにつきましては、他の都市計画区域についても同様の考え方でございます。また、手続のスケジュールにつきましては、各地区を御説明した後に、御説明させていただきます。

これからは、各地区の概要について御説明をいたします。

委員用資料2ページ目をお開きください。福岡広域都市計画区域の篠栗町和田地区でございます。

当該地区は町の北西に位置しており、福岡インターチェンジから東へ約1.5キロメートル、JR門松駅から北西へ約1キロメートルのところに位置する4ヘクタールの地区でございます。この地区の北側は市街化区域で住宅が広がっておりまして、その南側は国道20

1号に隣接をしております。当該地区内の現況といたしましては、大部分が農地となっております。一部に飲食店等が立地をしております。

本地区は、このような立地条件を生かしまして、土地区画整理事業により生活利便施設、医療施設や住宅の立地を誘導し、新たな雇用の創出や生産人口の増加によるまちの活力度向上を図る地区として、市街化区域に編入をするものでございます。

続きまして、委員用資料の3ページ目をお開きください。同じく、福岡広域都市計画区域の粕屋町大隈西地区でございます。

当該地区は、町の北東部に位置をしております。福岡インターチェンジから南へおおむね1キロメートル、JR長者原駅、門松駅、伊賀駅からそれぞれおおむね1キロメートルのところに位置する15.7ヘクタールの地区でございます。

この地区の北側は、開発許可制度において大規模な流通業務施設として既に指定された区域に接しております。南側は多々良川を挟んで市街化区域に接しております。当該地区内の現況といたしましては、大部分が農地になっております。一部に住宅が立地をしております。

本地区は、福岡インターチェンジに近い立地条件を生かしまして、土地区画整理事業により流通業務施設の立地を誘導する地区として、市街化区域に編入をするものでございます。

続きまして、委員用資料の4ページ目をお開きください。北九州広域都市計画区域の苅田町新松山臨海工業団地地区でございます。

当該地区は、町の北端部に位置をしており、苅田港港湾計画におきまして、苅田港の新松山地区の一部とされており、北九州空港から南西へおおむね4.5キロメートル、苅田北九州空港インターチェンジから北西へおおむね4.2キロメートルのところに位置する37.4ヘクタールの地区でございます。

当該地区の現況といたしましては、埋立てが竣工したところでございまして、その隣接する背後地は臨港地区に指定されており、工業用地、港湾として利用されています。

本地区は、公有水面の埋立ての竣工に伴いまして、港湾として利用する産業の集積を図る地区として、市街化区域へ編入をいたします。また、あわせて、港湾の管理運営を円滑に行うため、水域である港湾区域と一体となって機能すべき陸域として、港湾地区についても本地区に定めるものでございます。

最後に、スケジュールについて御説明をさせていただきます。委員用資料1ページ目に

お戻りいただければと思います。

まず、福岡広域都市計画区域区分の変更のスケジュールについて御説明をいたします。

令和3年6月2日に篠栗町及び粕屋町から区域区分の変更に係る原案の申出を受けまして、福岡県都市計画公聴会規則に基づきまして、令和3年7月21日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。その結果、閲覧者は4名、公述の申出はございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

また、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、令和3年11月29日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。その結果、縦覧者は3名、意見書の提出はございませんでした。

さらに、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、篠栗町及び粕屋町へ意見照会を行っておりますが、特段意見はございませんでした。

次に、北九州広域都市計画区域区分の変更及び臨港地区の変更のスケジュールについても御説明をいたします。

令和3年5月24日に苅田町の方から区域区分の変更及び臨港地区の変更に係る原案の申出を受けまして、令和3年6月16日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行いました。その結果、閲覧者が1名、公述申出はございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

また、令和3年10月1日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。その結果、縦覧者はおらず、意見書の提出もございませんでした。

苅田町への意見照会も行っておりますけれども、特段意見はございませんでした。

本日御審議をいただきまして、御了承いただきましたら、区域区分の変更についての国土交通大臣との法定協議を経た上で、これらの内容について告示を行ってまいりたいと考えております。

以上で、本議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(折登会長) では、ただいまの説明について、御質問、御異議はございませんでしょうか。どうでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより議案の採決に移りたいと思います。

まず、採決の方法に関して、お諮りいたします。採決は一括して行いたいと思っておりますけれども、御異議はありますか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) では、御異議ないようですので、そのように執り行います。

それでは、第3817号から第3819号までの3件について、原案のとおり御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

続きまして、議案番号3820号についてです。引き続き、都市計画課長から説明をよろしくお願いいたします。

(松村都市計画課長) それでは、続きまして、議案第3820号の京築広域景観計画の変更について御説明をいたします。この議案につきましては、先ほどの議案第3818号、3819号と関連する内容でございます。お手元の委員用資料及び前面のスクリーンにて御説明をいたします。

京築広域景観計画は、建築地域の景観を保全活用するために、平成23年に景観法に基づき、福岡県が策定をしたものでございます。

計画の対象区域といたしましては、京築地域の7市町村——行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町の区域となります。このうち行橋市、豊前市につきましては、各市で独自の景観計画を策定されているため、景観形成基準については、それらの各市の計画が適用されることとなります。

本計画におきましては、同じような景観特性や景観形成の方針を有するエリアを四つの景域として区分をするとともに、広域的に連続する道路を軸として設定をしております。具体的には、山と谷筋の景域、田園と海の景域、住宅・商業市街地の景域、工業市街地の景域、みちの軸という、四つの景域と地区内外をつなぐ主要な幹線道路を軸として、景観形成の基準を定めております。また、重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区として、一部のエリアに景観形成重点地区を定めております。

続きまして、京築広域景観計画の変更の内容について御説明をいたします。

今回、対象区域でございます苅田町におきまして、先ほどの議案にも出てまいりました、公有水面の埋立てが竣工したことに伴い、京築広域景観計画の変更を行うものでございます。景観計画を今回変更する場所は、この図の赤丸で囲んだ場所となります。

新たに埋立てが竣工した部分につきましては、隣接する背後地と同様に、赤く塗られた範囲を工業市街地の景域として指定するとともに、北九州空港連絡道路の道路端から50メ

ートルの緑で塗られた範囲を景観形成重点地区に指定をいたします。

最後に、京築広域景観計画の変更スケジュールにつきまして御説明をいたします。

変更案につきまして、令和3年10月15日から10月29日まで閲覧を行っておりますけれども、閲覧者が1名、公述申出はゼロでしたので、公聴会は開催をしておりません。また、京築広域景観計画に係る7市町村にも意見照会を行っておりますけれども、特段意見はございませんでした。

また、福岡県美しいまちづくり条例第15条第2項におきまして、景観計画を変更しようとする場合は、県の景観審議会の意見を聴かなければならないともされておきまして、令和3年11月15日に既に景観審議会を開催しております、御了承いただいているところでございます。

今回、景観法第9条第8項の規定によりまして、準用する同条第2項の規定により、景観計画を変更する場合は都市計画審議会の意見を聴く必要があるとされていることから、本日、御審議をお願いしているものでございます。

御承認いただきましたら、京築広域景観計画の変更の告示を行いたいと考えております。

以上で本議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(折登会長) ただいまの説明につきまして、質問、御異議等ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議ないようでしたら、これより議案の採決を行います。

第3820号議案について、原案のとおり御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) では、そのように決めます。

続きまして、議案番号3821号についてです。では、都市計画課長から説明をお願いいたします。

(松村都市計画課長) それでは、続きまして、第3821号議案について説明をさせていただきます。この議案は遠賀広域都市計画道路の変更となりまして、福岡県の決定に係るものでございます。

それでは、お手元の委員用資料及びスクリーンを御覧ください。本議案で御審議をさせていただきます遠賀広域都市計画道路広渡尾崎線は、遠賀町内の都市計画道路でございま



す。

まず、地域の概況について説明をいたします。

遠賀町では、主要幹線道路といたしまして、国道3号が東西に横断をしております。また、幹線道路として、南北方向には県道直方芦屋線、県道宮田遠賀線、県道浜口遠賀線、都市計画道路尾崎上別府線が通り、東西方向には県道岡垣遠賀線、都市計画道路広渡尾崎線、都市計画道路老良上別府線が通っており、幹線道路ネットワークを形成しております。また、JR鹿児島本線が東西に横断をしております、市街地部に遠賀川駅がございます。

今回変更を計画しております都市計画道路広渡尾崎線は、遠賀郡遠賀町大字広渡字前田の県道直方芦屋線との交差点を起点といたしまして、遠賀郡遠賀町大字尾崎字先野々の町道山手線を終点とする都市計画道路でございます。昭和51年に都市計画決定されておりました、延長約2,450メートル、代表幅員が12メートル、2車線の路線でございます。

本路線は、全線にわたりほぼ整備済みとなっております、本路線のうち田園北交差点より東側の区間につきましては、遠賀町都市計画マスタープランにおきまして、環状型の道路網を形成する幹線街路として位置づけられています。一方、田園北交差点から西側の区間につきましては環状型道路網を形成してはならず、また、2車線の歩道付きの現道も既に整備されている状況でございますので、都市計画道路として計画を残す必要性が低下をしております。このため、本路線の終点を田園北交差点に変更するとともに、用水路と並走する島門小学校前交差点から都市計画道路尾崎上別府線との交差点の区間につきましても、現況道路と僅かに区域がずれていることから、その現道に合わせるよう線形を変更するものでございます。

なお、路線の延長変更に伴いまして、幅員12メートルの区間よりも幅員16メートルの区間が長くなりますので、代表幅員を12メートルから16メートルに変更するとともに、平成10年の都市計画法の改正によりまして、都市計画道路においては車線数を明示することとなっていることから、2車線ということをご説明いたします。

最後に、手続スケジュールについて御説明をいたします。

遠賀町から遠賀広域都市計画道路の変更に係る原案の申出を受けまして、令和3年6月9日に原案が確定し、令和3年7月27日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。その結果、閲覧者は1名でしたが、公述の申出はございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

次に、令和3年10月26日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。その結果、縦覧者はゼロ名、意見書の提出はございませんでした。

また、遠賀町への意見照会も行っておりますが、特段意見はございませんでした。

本日御審議をいただきまして、御承認いただきましたら、本議案につきまして告示を行いたいと考えております。

以上で、遠賀広域都市計画道路の変更の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(折登会長) ただいまの説明につきまして、質問、御異議等はございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議ないようでしたら、これより議案の採決を行います。

第3821号議案について、原案のとおり御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

続きまして、議案番号3822号についてです。では、引き続きまして、都市計画課長から説明をよろしくお願いいたします。

(松村都市計画課長) 引き続きまして、第3822号議案につきまして御説明をさせていただきます。この議案は筑豊広域都市計画道路の変更でございまして、福岡県決定に係るものでございます。

それでは、お手元の委員用資料とスクリーンを御覧いただければと思います。

本議案で御審議をさせていただきます筑豊広域都市計画道路中央団地川宮線は、田川市内の都市計画道路でございます。まず、地域の概況について御説明いたします。

一級河川遠賀川水系の英彦山川、中元寺川の二つの川が市域を南北に平行して流れております。また、主要な幹線道路として、国道201号、国道322号バイパスが市域を東西に横断しております。市内には、JRと平成筑豊鉄道が走っておりまして、田川後藤寺駅、田川伊田駅を中心に、鉄道ネットワークがございます。

今回変更する中央団地川宮線は、田川市大字伊加利を起点といたしまして、白鳥工業団地、田川後藤寺駅の南側を經由して、中元寺川沿いを北上し、田川市大字川宮の国道201号に接続する都市計画道路でございます。本路線は、近隣市町村や福岡市、北九州市への連携強化、物流円滑化を目的といたしまして、昭和41年に都市計画決定されております延

長約5,810メートル、代表幅員20メートル、2車線の道路でございます。

今回の変更は、黄色の点線で囲んだ区間の都市計画を廃止いたしまして、一つの都市計画道路を二つに分割をするものでございます。本路線の未着手区間におきましては、密集市街地を通過するバイパス区間でございますとか、J Rとの立体交差部がございますことから、多くの権利者や多額の事業費が想定をされることから、実情といたしましては、実現性が低いという状況でございます。

一方で、県道今任原奈良線合流部から都市計画道路後藤寺上伊田西線との交差点部におきまして、平成26年度から街路整備事業が進められていること、また、令和2年度より後藤寺駅前整備の取組が始まっていることから、市道清水町後藤寺駅前線を活用した新たな代替となる道路ネットワークの構築が進捗していることを踏まえ、都市計画道路中央団地川宮線のうち、都市計画道路後藤寺上伊田西線との交差点から都市計画道路後藤寺駅見立線との交差点間の廃止を行うものでございます。

なお、この廃止に伴いまして、廃止する区間上にかけている都市計画法第53条の建築制限についても解除されることとなります。

この廃止に伴いまして、残る区間が2つの路線に分割されるため、起点側の延長約2,680メートルの区間を3・3・38-6号中央団地会社町線、終点側の延長約1,930メートルの区間を3・4・38-16号宮尾町川宮線へ名称の変更を行います。

最後に、手続のスケジュールについて御説明をいたします。

田川市の方から筑豊広域都市計画道路の変更に係る原案の申出を受け、令和3年8月17日に原案が確定し、9月21日から2週間、都市計画原案の閲覧を行っております。その結果、閲覧者は1名でしたが、公述の申出はございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

次に、令和3年12月3日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。縦覧者はゼロ名、意見書は提出されませんでした。

次に、関係市町村であります田川市の方へ意見照会も行っておりますが、特段の意見はございませんでした。

本日御審議いただきまして、御承認いただきましたら、本議案について告示を行いたいと考えております。

以上で、筑豊広域都市計画道路の変更の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(折登会長) では、今の説明につきまして、御質問、御異議ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議ないようでしたら、これより議案の採決を行います。

それでは、第3822号について、原案のとおり御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

続きまして、議案番号3823号についてです。では、幹事であります公園街路課長から説明をよろしく願いいたします。

(中西公園街路課長) 福岡県の公園街路課長をしております中西と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

第3823号議案、筑後中央広域都市計画公園の変更、福岡県決定につきまして、まず初めに、今回、都市計画変更を行います県営筑後広域公園の概要を御説明させていただきます。

スクリーンの方をお願いいたします。

今回、都市計画の変更を行います県営筑後広域公園は、筑後地区のほぼ中央に位置し、筑後市とみやま市にまたがり、間に一級河川矢部川が流下しております。筑後広域公園の主なアクセスといたしましては、国道209号が公園の中央を縦断していることに加えて、九州新幹線、JR鹿児島本線の筑後船小屋駅が近接しております。また、九州自動車道の八女インターとみやま柳川インターも近くに位置しております。

次に、筑後広域公園整備内容や供用の状況でございますが、スポーツゾーンや環境保全・学習ゾーンなど4つのゾーンと10のエリアを設定しております。これまで、駅西側で体育館やプールなどのスポーツ施設、駅東側では九州ゲーム館や花畑などの整備を行い、昨年度、球技場やスケートパークを供用し、多くの利用者でにぎわっております。

現在、都市計画決定面積が197.2ヘクタールのうち87.1ヘクタールを供用しております。令和2年度にはフィットネスエリア西側の供用を行う予定です。また、それに続いて、本日御審議いただく矢部川上流の環境保全・学習ゾーンの整備を進めてまいります。

次に、今回の都市計画変更に係る経緯を御説明させていただきます。

本議案の都市計画変更につきましては、今年度8月下旬に原案を確定しております。その後、都市計画法第16条に基づき、令和3年10月1日から14日までの期間で、都市計画変

更原案の閲覧を行いました。申出がなかったため、令和3年10月21日に予定しておりました公聴会は中止しております。

また、都市計画法第17条に基づき、令和3年12月1日から14日までの期間で、都市計画案の縦覧を行いました。

また、都市計画法第18条に基づき、筑後市、みやま市の意見照会を行い、それぞれ計画内容については、妥当、意見なしとの回答を得ております。

その後の手続として、福岡県都市計画審議会へ付議を行うものでございます。

それでは、議案書の2ページを御覧ください。筑後中央広域都市計画公園の都市計画決定面積は、こちらの計画書のとおり、約198.6ヘクタールに変更いたします。

3ページをお願いいたします。都市計画を変更する理由でございます。

本公園は、矢部川の豊かな水の流れを生かした親水空間の確保、恵まれた生態系や景観の保全・回復、レクリエーション施設を拠点とした健康増進、さらには筑後地域の振興などを目的として整備を進めておりますが、環境学習エリアの区域は矢部川の河川区域に入っており、管理棟など工作物の設置に制限がございます。河川区域外に公園区域を拡大し、それらの施設を整備することで公園の利便性が高まり、周辺住民及び筑後地域全体の福利厚生が向上するものでございます。

4ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

表の右から2番目の面積でございますが、今回の変更で、197.2ヘクタールの面積が1.4ヘクタール増加し、全体で198.6ヘクタールになります。

続きまして、5ページをお願いいたします。こちらは、今回、都市計画変更を行う位置図となっております。

6ページをお願いいたします。こちらは計画図でございます。先ほどの位置図を拡大したものでございます。

7ページをお願いいたします。こちらは参考平面図になります。令和元年度のサウンディング調査の結果を踏まえ、パークゴルフやキャンプ場などの整備を予定しており、現在、用地買収を進めております。

8ページをお願いいたします。新旧対照図になります。今回の都市計画変更で追加する箇所は2か所になります。先ほど御説明いたしました管理棟や駐車場などの施設用地として約1.4ヘクタールの区域を追加いたします。

9ページをお願いいたします。環境学習エリアの航空写真でございます。矢部川が写真

奥から手前へ流下しております。青線で囲った範囲が現在の都市計画決定区域でございます。北側の赤線で囲った範囲2か所が今回新たに都市計画変更を行う範囲になります。

今後の筑後広域公園の整備につきましては、県民の皆様や地元の皆様の意見や要望を取り入れるとともに、ワンヘルスの理念に沿った整備を進めてまいりたいと考えております。御審議のほどよろしく申し上げます。

(折登会長) ただいまの説明につきまして、御質問、御異議ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議ないようでしたら、これより議案の採決を行います。

それでは、3823号議案について、原案のとおり御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) では、そのように決めます。

続きまして、議案番号の3824号についてです。これにつきましては、監事であります建築指導課長からの説明をよろしく願いいたします。

(松藤建築指導課長) 福岡県建築指導課長の松藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。御審議いただきますのは、宮若市に設置する一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。

次の2ページをお願いいたします。本件の概要です。

申請者は株式会社ケイ・アイ・エイチ代表取締役、平昌加津男。敷地の位置は記載のとおり、宮若市と小竹町の2市町にまたがるものでございます。敷地面積は1万6,689平米、許可対象施設となる一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力は、記載のとおり、それぞれ5トンを超えております。

建築基準法第51条では、都市計画区域内の政令に定める一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、ただし書きの規定に基づき、一般廃棄物は市町村の、産業廃棄物は福岡県のそれぞれ都市計画審議会の議を経た上で、特定行政庁の許可を得れば設置することが可能となっております。

本申請では、一般廃棄物の木くずの破砕機の新設がございしますが、敷地の過半が存する宮若市に都市計画審議会が置かれていないため、福岡県都市計画審議会に付議するもので

ございます。また、既存の産業廃棄物である木くずの破碎機を移動式から固定式に変更することは用途変更に該当するため、今回、産業廃棄物処理施設として許可が必要となるものです。

それでは、図面を用いて説明いたします。図面番号の枝番1、位置図を御覧ください。図面の上方向が北となります。

申請地は緑枠部分になります。宮若市役所から東に約2.8キロメートルのところ、用途地域の指定はございません。

枝番2、付近見取図を御覧ください。図面の上方向が北となります。

申請地は緑枠区分で、赤色が既存の建築物、黒丸が許可対象の木くず破碎機となります。申請地の周辺には、主に工業用建築物が立地しております。

また、今回設置となる木くず破碎機から半径300メートル内は、県条例に基づき住民説明会対象範囲となります。申請者は、住民説明会を行うに当たり、生活環境影響調査を実施し、粉じん等について環境基準を満たす予測結果となっており、また、令和3年7月に周辺地区を対象とした住民説明会を実施しましたが、反対意見はございませんでした。なお、申請者は地元自治会と公害防止協定を締結しております。

枝番3、配置図を御覧ください。図面の左方向が北となります。

敷地が青枠で、既存建築物が赤枠になります。今回、許可対象の木くず破碎機は敷地中央部分の赤枠になります。また、それぞれの施設に対する車両の搬入経路は緑矢印、搬出経路はオレンジ矢印となります。

今回の計画は、木くず破碎機の新設による処理能力向上と併せ、一般廃棄物と産業廃棄物を別々の施設で分けて処理することにより、稼働効率の向上を図るものです。作業時間は8時から17時であり、早朝や深夜の作業は行わないと聞いております。

枝番4、処理フロー計画図を御覧ください。①が産業廃棄物、②が一般廃棄物のフロー図です。

処理品目は右の表のとおり、現状は許可対象である木くずの他7品目、今回、木くずの処理能力が33.5トンから、一般廃棄物の木くず254.57トン、産業廃棄物の木くず263トン、合計517.57トンに増加いたします。

枝番5、搬出入経路図を御覧ください。

木くずの搬入や再生利用するチップの搬出は、主にオレンジ色の国道及び緑色の県道を経由して行われます。県道の大型車交通量は1日当たり1,645台で、今回の計画により搬

出入台数は想定で最大往復106台増加となりますが、渋滞などの交通上の支障はないと考えます。

申請地周辺は、宮若市都市計画マスタープランで工業系の土地利用を誘導する地域となっており、宮若市及び隣接する小竹町から都市計画上支障がない旨の意見書を頂いております。

以上のことから総合的に判断し、当該施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと判断し、本日の審議会にお諮りするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(折登会長) ただいまの説明につきまして、御質問、御異議ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより議案の採決を行います。

それでは、3825号議案について、原案のとおり御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

続きまして、議案番号3825号についてです。これにつきましては、大牟田市建築住宅課長からの説明をよろしくお願いたします。

(谷本大牟田市建築住宅課長) 大牟田市建築住宅課長の谷本です。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

第3825号議案、大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について御説明いたします。

議案書2ページをお願いいたします。議案の概要です。

申請者は、株式会社成田美装センター代表取締役、吉富慎一。敷地の位置は、大牟田市健老町460番、464番、465番。敷地面積は1万1,413.99平方メートルです。破碎施設の処理能力は、廃プラスチック類1日当たり92.4トン、木くず1日当たり112.0トンでございます。

現在、同敷地では株式会社成田美装センターが、破碎施設の処理能力1日当たり廃プラスチック類4.05トン、木くず4.77トンで、産業廃棄物の中間処理施設を行っております。これは許可が不要な規模でございます。

今回、破碎施設の増設を予定しており、これによって1日当たりの処理能力が廃プラス



チック類で6トン、木くずで100トンを超え、産業廃棄物処理施設の敷地の位置の許可が必要となりますことから、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、福岡県都市計画審議会に付議するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

位置図です。申請地は左側中央の赤囲みした部分です。

大牟田駅から北西に約2.5キロメートル、高規格道路有明海沿岸道路の健老インターの西側、工業専用地域内に位置し、周囲には多くの工場が立地しております。申請地周辺には住宅地はございません。緑の線で囲んだ部分はリサイクル施設の誘致を目的とした工業団地、大牟田エコタウンの区域を示しております。青色で示した道路が主要な搬入経路です。ほとんどの車両が有明海沿岸道路を使用いたします。1日当たり搬入車両が4トン車38台、搬出車両が10トン車15台の合計53台の交通量の増加が見込まれますが、軽微な増加であり、渋滞などの交通上の支障はないと考えております。

1枚めくっていただきまして、4ページの付近見取図を御覧ください。

赤で示しているところが申請地です。東側の道路を隔てた区域には、一般廃棄物処理施設である大牟田市リサイクルプラザと大牟田・荒尾RDFセンターが立地しております。

薄い赤の辺は、県の紛争予防条例に基づき設定された指定区域です。申請者が、この区域内の企業や市内の漁業組合に行った地元説明において、反対意見はございませんでした。さらに、去年10月には、大牟田エコタウン内の立地企業が参加する大牟田エコタウン事業所連絡会と環境保全協定を締結しております。

1枚めくっていただきまして、5ページの配置図を御覧ください。図面の上方が北となります。申し訳ございません。この5ページのみ、先日お配りした資料から修正を行っております。

敷地内には、東から右回りに、第1工場、第2工場、第3工場があります。現在、産業廃棄物処理施設として、第1工場にて、主に食品加工業者から排出される飲料や調味料の缶、瓶、ペットボトル等の選別、切断、圧縮などを行っております。第2工場では、第1工場で切断したものをさらに小さくする破砕処理を行っております。

今回、第3工場にて4軸破砕施設、1軸破砕施設及び圧縮梱包施設の増設を計画しております。これらの増設は、畳、農業用ビニール、ベッドマット等の処理困難物の処理や廃プラスチック類の再資源化を目的とするものです。操業時間は、通常時8時から17時、繁忙期7時から20時です。

次に、右下の許可対象施設一覧表を御覧ください。

下から2段目、処理能力の合計を御覧ください。破碎施設の1日当たりの処理能力が廃プラスチック類で92.4トン、木くずで112トンとなり、それぞれ1日当たりの処理能力が廃プラスチック類で6トン、木くずで100トンを超えており、許可が必要な規模となります。

申請者は地元説明を行うに当たり県の紛争予防条例に基づく生活環境影響調査を実施しており、周辺環境に与える影響の予測結果は、いずれの項目も基準以下となっております。

また、11月15日には大牟田市都市計画審議会を開催し、本県の産業廃棄物処理施設の敷地の位置について諮問し、原案のとおり異存なしの回答を得ております。

以上から、当申請施設が立地することについて都市計画上支障がないと判断し、本日の審議会に付議するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(折登会長) では、ただいまの説明につきまして、御質問、御異議ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議ないようでしたら、これより議案の採決を行います。

第3825号議案について、原案のとおり御承認いただいたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

これでの本日予定しておりました議案の採決は終了ということになります。

最後に、その他といたしまして、幹事の方から何かありましたらよろしく願います。

(松村都市計画課長) 1点だけ状況報告をさせていただければと思います。

昨年2月の都市計画審議会で採決が保留となっております3806号、3807号議案の筑後中央広域都市計画道路の変更につきましては、現在、御審議いただいた内容を踏まえまして検討・整理を行っているところでございまして、今後、改めて御審議いただく時期等も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

報告は以上となります。

(折登会長) ただいまの報告について、何か質問、御異議ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) では、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

ここで、運営規則第8条の規定によりまして、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、田中委員と廣瀬委員にお願いいたします。

なお、次回審議会については、後日、事務局から改めて連絡させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたけれども、委員及び傍聴者の皆様、本日は円滑な審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

では、これにて本日の審議会を終了といたします。

午前10時56分 閉会

以上のとおり、第238回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

折登美紀

議事録署名委員

田中博文

議事録署名委員

廣瀬香